

2019年3月15日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

## 電気需給約款（特別高圧）変更のお知らせ

この度、2019年4月1日付けで、弊社電気需給約款(特別高圧)の内容を一部変更致します。変更内容の詳細については、別紙をご参照ください。

以上

現行	変更後	変更理由
<p>1. <u>燃料費調整額の算定</u></p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、<u>燃料費調整単価</u>を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に<u>燃料費調整単価</u>を適用し算定いたします。</p>	<p>【変更】</p> <p>1. <u>燃料調整額の算定</u></p> <p>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、<u>燃料調整単価</u>を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に<u>燃料調整単価</u>を適用し算定いたします。</p>	表記変更
<p>(2) <u>燃料費調整単価</u></p> <p><u>燃料費調整単価</u>は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、<u>燃料費調整単価</u>の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>なお、燃料価格Xは別表に定めるものとします。</p> <p><u>燃料費調整単価</u> = (平均燃料価格 - X) × <u>2.</u>の基準単価 / 1,000</p>	<p>【変更】</p> <p>(2) <u>燃料調整単価</u></p> <p><u>燃料調整単価</u>は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、<u>燃料調整単価</u>の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>また、燃料価格Xは別表に定めるものとします。</p> <p><u>燃料調整単価</u> = (平均燃料価格 - X) × <u>(4)</u>の基準単価 / 1,000</p>	表記変更

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	<u>燃料費調整単価適用期間</u>
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

【変更】

(3) 燃料調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	<u>燃料調整単価適用期間</u>
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

表記  
変更

<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p><u>2. 基準単価</u></p>	<p>【変更】</p> <p><u>(4) 基準単価</u></p>	<p>表記変更</p>
<p>別表：</p> <p><u>燃料費調整単価算出係数等</u></p>	<p>別表：<u>燃料調整単価算出係数等</u></p>	<p>表記変更</p>
<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>3. 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価</p>	<p>【削除】</p>	<p>3. 燃料費等調整額にて、算定方法を記載の為</p>
<p>別紙 (燃料費調整)</p> <p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>九州電力の係数</p> <p><math>\alpha</math> : <u>0.1490</u></p> <p><math>\beta</math> : <u>0.2575</u></p> <p><math>\gamma</math> : <u>0.7179</u></p> <p>X : <u>33,500</u></p> <p>基準単価：<u>16 銭 3 厘</u></p>	<p>【変更】</p> <p>九州電力の係数</p> <p><math>\alpha</math> : <u>0.0053</u></p> <p><math>\beta</math> : <u>0.1861</u></p> <p><math>\gamma</math> : <u>1.0757</u></p> <p>X : <u>27,400</u></p> <p>基準単価：<u>12 銭 5 厘</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>
<p>別紙 (燃料費調整)</p> <p>2. 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p><u>2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</u></p> <p><u>当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格により、離島ユニバーサルサービス調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の 1 月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用し算定いたします。</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha' + B \times \beta' + C \times \gamma'$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha'$ 、 $\beta'$ 、 $\gamma'$  = 別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>2. (2) 該当なし</p>	<p><b>【追加】</b></p> <p>(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p><u>離島燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</u></p> <p><u>なお、離島燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</u></p> <p><u>なお、離島燃料価格 X'、Y' は別表に定めるものとします。</u></p> <p>(a) <u>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準価格 Y' 円以下の場合</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X') × (4) の離島基準単価 / 1,000</u></p> <p>(b) <u>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が Y' 円を上回る場合</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (Y' - X') × (4) の離島基準単価 / 1,000</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>
<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>2. (3)</p>	<p><b>【変更】</b></p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p><u>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>

	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価 適用期間
	毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
	毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
	毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
	毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
	毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
	毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
	毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
	毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
	毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
	毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
	毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
	毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間
別紙（燃料費調整） 2. (4) 該当なし	<p>【追加】</p> <p>(4) <u>離島基準単価</u></p> <p><u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</u></p>	九州電力の約款改定2019年4月1日より適用する。
別紙（燃料費調整） 3. 該当なし	<p>【追加】</p> <p>3. <u>燃料費調整額</u></p> <p><u>燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料調整単価と2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</u></p>	九州電力の約款改定2019年4月1日より適用する。

	<p style="text-align: center;"><u>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価<sup>※</sup></u></p> <p style="text-align: center;"><u>※ 燃料費調整単価 = 燃料調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p>	
<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p><u>別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等</u> <u>お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>九州電力株式会社</u></p> <p><u>供給区域 係数</u></p> <p><u>α' 1.0</u></p> <p><u>β' なし</u></p> <p><u>γ' なし</u></p> <p><u>離島燃料価格</u></p> <p><u>X' 52,500</u></p> <p><u>Y' 78,800</u></p> <p><u>離島基準単価</u></p> <p><u>3 厘</u></p> <p><u>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</u></p> <p><u>※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。</u></p>	<p>九州電力の約 款改定 2019 年 4 月 1 日よ り適用する。</p>